

栃木市市民会議 第9回全体会 会議要旨

日 時：平成27年9月29日（火） 午後7時から午後9時25分
会 場：市役所 正庁
出席者数：25名

1 開会

2 あいさつ （副会長）

会長が事情により遅れますので代って司会をさせていただきます。先日の水害では、被災された方もいらっしゃると思いますが、本日は大勢にお集まりいただきご苦勞様です。限られた時間の中での会議なのでご協力をお願いいたします。

3 議事

1) 市の木花鳥の抽選について・・・資料1

市の木花鳥の制定に当たり、アンケート応募者の中から15名（「木」5名、「花」5名、「鳥」5名）に記念品を贈呈するに当たり、委員5名に抽選を依頼した。
抽選の結果は、その他で発表した。

2) 総合計画外部評価について

資料に基づき総合計画部会代表委員がグループごとに説明

総合計画部会長：総括

7月31日から集中して8月7日まで、総合計画部会としてやってきたことを発表してもらう日が来た。施策評価表に外部評価の欄が盛り込まれて、そこに皆さんの検討した言葉が凝縮した形で盛り込まれている。私は可能な限り外側から眺めさせてもらったが、各グループによってやりとりが個性的で異なっており、おそらくこういうプロセスで徹底的にやっているというのは全国を見渡してもないのではないかと思います。時には委員の方の数と職員の方の数が逆転していることもあったが、皆さんそれぞれの目線からの意見を大切にしてくださり、また、徹底して資料を読み込んで、なおかつ書いてそれを提出する方がいたり、本当にこのプロセスは誇ってよいと思う。

この仕組みが今後続いていくかは私は分からないが、2度と無いような場だと思った。このシステムが来年以降続くとしても、これだけの内容を徹底的に論じたことは本当に胸を張ってよいと思うし、職員の方との共同作業であり、ささやかであるが私たちも勉強させてもらいながら、仕上がったものに目を通してもらって、微力ながら協力させてもらった。

発表時間は3分と短い、よろしく願いしたい。

以下、グループごとに各代表委員より、作業結果を報告

グループ 1

当グループでは、栃木市総合計画の「基本方針 1」にあります 2 つの基本施策、6 つの単位施策について、担当の職員の方によります内部評価結果に対して外部評価を行いました。基本施策 1 1「豊かな自然環境の保全」では、次世代を担う子どもたちの協力が不可欠との考えから、小中学校に対しポスターや詩を募集し表彰したり、また、子どもたちと P T A、先生、市民と共同で体験学習を行ったりするなどの取組みを提案させていただきました。

下位の単位施策を見ますと、各施策とも概ね進捗状況は順調ですが、「環境の保全」については、合併前の旧栃木市で実施していた「家庭でできる環境対策」の取組みを、新栃木市においても実施に向け検討をお願いしたいと思います。

「循環型社会の形成」については、引き続き、ゴミの削減、リサイクルの効率化、マイバック運動の推進などの啓発を行うとともに、本市環境基本計画の推進を図ることもコメントさせていただきました。

「新エネルギーの推進」については、補助制度もあることから、住宅用太陽光発電システムの設置数が増えているようです。最近では、遊休農地等への設置が多く見受けられるようになり、土地の有効活用が図られることは好ましいことですが、広大な面積に集中して設置された場合、周辺環境への配慮が必要と思われます。設置の際は十分協議をお願いします。

また、太陽光エネルギー以外の新エネルギーの活用については、企業や大学等と連携し、積極的に導入に向けた検討をお願いするところです。

次に、基本方針 1 2「安全で良好な水資源の確保」では、成果指標の一部が未達成であることから、目標値達成に向けて更なる努力をお願いしたい。その成果指標に「河川環境基準（B O D）達成率」が使われているが、B O Dについては、平均値ではなく、調査日時の数値をそのまま公表すべきと考えるが、公表の方法について検討をお願いします。

下位の単位施策の目標に対する実績は概ね順調ですが、「上水道の整備・管理」について、今後の課題は漏水対策であると思われます。貴重な水資源が無駄にならないよう、計画的な老朽管の敷設替えを行い、事前に漏水を防いでほしいと思います。

「生活排水処理施設の整備・管理」については、接続可能地域内の未接続者に対する利用促進の働きかけを積極的に行うとともに、経済的理由により設置が困難な家庭に対しては、設置の際の補助等の支援について提案させていただきました。

「河川環境の整備」については、今後、動植物が生き生きと生息する美しい水辺環境の整備に期待しています。

また、ラムサール条約湿地に登録された渡良瀬遊水地の自然環境の保全についても、市民、関係団体、行政が連携して取り組むことが必要と思われますので、検討していただきたいと思います。

以上で基本方針１の作業グループの報告を終わります。

グループ２

当グループでは、栃木市総合計画の基本方針２「心地よく暮らせるまちづくり」にあります２つの基本施策と、７つの単位施策について、担当の職員の方によります内部評価結果を踏まえまして外部評価を行いました。

基本施策２１「暮らしやすい都市の創出」では、下位の単位施策において「公共交通体系の充実」がありますが、身近な公共交通サービスであるふれあいバスの利用状況について、担当者より路線の見直し等の改善がなされたことや、今後も新たにできる医療施設や商業施設等への乗り入れを検討していると説明を受けましたが、現在の利用状況を見ますとまだまだ改善の余地が残されていると思われます。利用状況のみならず、交通弱者である学生や高齢者などの潜在利用者の、利用目的・行き先・時間帯なども併せて把握し、更なる路線等の見直しが必要であると思われますので、コメントをさせていただいております。併せて、ふれあいバス停留所の表示を分かりやすく、行き先地図等を明示したらどうかとの意見がありました。

また、今後の超高齢化社会を迎えるに当たり、自宅から目的地までの交通手段である蔵タクの利用が増えることが想定されます。しかし、蔵タクの利用方法について、市民、特に高齢者は知らない方が多いと思われますので、更なる利用促進を目指し、利用方法や利用に当たっての注意点等の周知が必要であると思われます。

基盤整備におきましては、道路や景観等概ね目標どおりに事業が進んでいるようですが、市民目線からしますと、道路整備の細切れ感や施設等の案内看板・誘導看板の不備が目につくという意見が出されました。

また、美しい景観形成を図るためには、フラワーロードや街路樹の整備を市民と一体となって行うことで、成果指標である市民満足度が向上すると思われます。

次に基本施策２２「生活環境の充実」では、下位の単位施策も含めて目標に対する実績は概ね順調ですが、「衛生環境の充実」の主要事業である斎場再整備事業が昨年に続き遅延していると思われます。現斎場は老朽化の進行とともに、予約状況が逼迫状態にあるため、新しい斎場整備は喫緊の状況であります。候補地確定後は速やかに建屋工事に着手し、早い時期の供用開始を望みます。

公園緑地や生活道路の維持においては、合併により数多く保有する道路や公園等のインフラ資産について、管理、特に美化活動について地域住民などのボランティアをお願いし、行政はそれらの活動に対し一定の支援を行うアダプト制度の推進が必要であるとの意見があり、コメントをさせていただきました。

また、市営住宅の修繕率が、平成２６年度は目標を達成していません。市民が使用する市営住宅の機能を永く利用できるよう、長寿命化は必要不可欠であるので、計画どおりの修繕を実施することが必要であるとの意見がありました。

今後とも、各施策・事業等の成果や進捗状況を注意深く見ていきたいと思いをします。

以上で基本方針2の作業グループの報告を終わります。

グループ3

当グループでは、栃木市総合計画の「基本方針3」にあります2つの基本施策、5つの単位施策について、市職員による内部評価結果に対して外部評価を行いました。

基本施策31「危機管理体制の構築」では、私たちが評価作業をしたのは7月から8月でしたので、その時点では、これまでの栃木市は幸いにも大災害が少なく比較的平穏であったため、市民の危機意識も希薄であったのでは、と思いました。そのため、昨年同様、本年も評価作業では、なお一層の啓発、訓練を、と強調してまいりました。

しかし、今月9日の観測史上最大となる豪雨に栃木市も見舞われ、私たちは、改めて自然の驚異を実感させられました。

今後ますます強大化するであろう自然の力に対し、今回の災害の教訓を生かし、洪水防災、地震防災等々あらゆる災害に対応する防災対策の構築、並びに、訓練の実施を迅速に進めていくことを望みます。

また、今回の水害では避難時期や避難時の移動手段の確保などが大きな課題として浮彫になりました。そこでスムーズな防災体制を図るため、市職員の方々の防災士資格の取得推進を提案いたします。

また、救命救急士の搭乗率については、順調に推移しているものの、昨年度と比較し救命率が下がっていますので、状況を検証し、更なる訓練の強化と技術の向上に努めるよう希望します。

下位の単位施策では、「防災・危機管理の強化」に関しまして、概ね目標に対して順調に推移していますが、市民の防災意識が低下することのないよう、訓練を実施する際は、悪天候等により実施予定日に実施できない場合には、訓練を中止せずに延期とし、必ず年一回は訓練を実施することを提案します。

さらに、防災ハザードマップの配布に当たっては、防災訓練や各種イベント時に配布するなど、配布方法に工夫を凝らし市民の皆さんに周知することを望みます。また、避難所の指定に当たっては、例えば、設備や備蓄品の整った市内の特養ホームなどを指定することも視野に入れ、民間施設との連携を図ることを提案いたします。

「消防・救急体制の充実」に関しましては、救急搬送時において患者や家族は大変不安を感じています。このようなことから、患者や家族に対して丁寧な説明を心がけ、少しでも不安が取り除けるよう、救急隊員の資質の向上を求めるほか、日頃から消防と病院の連携を密にして、スムーズな受け入れ態勢の構築を望みます。併せて、救急車への救命救急士の搭乗率は100%であり順調に推移していることは、市民にとって力強いものとなります。救命救急士の搭乗は、救命

率の向上に向けて重要な要素の一つであることから、搭乗率100%を今後も継続されることを望みます。

次に、基本方針32「安全安心な暮らしの確保」につきましては、目標に向けて順調に推移していますが、安全安心な暮らしを確保するには、市民と行政との協働による取り組みは不可欠であると感じます。

併せて市民の道德意識の高揚を促進することが重要であると考えますので、市民の道德意識を高めるためにも、安全安心に関するスローガンを街頭などに掲げて意識の醸成を図るなど、地域連携意識の啓発に繋がる施策の検討を望みます。

下位の単位施策では、「防犯・交通安全対策の充実」に関しましては、防犯灯の整備について一定の成果が表れているので、今後も継続して適切な場所への設置を望みます。

また、無人駅周辺の防犯対策に関して、防犯カメラの設置促進や市民等との協働による防犯パトロールの実施、及び鉄道会社や警察など関係機関との連携により防犯対策の強化を望みます。

さらに、交通安全対策については、交通安全教室の開催は有効な手段であると思いますので、講習内容や周知方法に工夫を凝らしながら事業を進めていただくとともに、学生の自転車運転マナーの向上に向けて、学校や警察との連携強化を図り交通安全対策の充実を図ることを望みます。

「市民相談の充実」に関しては、相談体制は概ね充実していますが、相談窓口の設置場所の明確化や気軽に相談できる雰囲気づくりを心がけることを望みます。

また、特殊詐欺による被害が増加していることから、被害に合わないよう、例えば、老人に限らず老若男女を対象として、騙される心理や脳のメカニズムを学ぶ講座の開設なども検討いただきたいと思います。

以上で基本方針3の作業グループの報告を終わります。

グループ4

それでは、基本方針4の作業グループの評価結果の概要と感想等について発表いたします。

当グループでは、栃木市総合計画の基本方針4にあります3つの基本施策と12の単位施策について、職員の方々がまとめあげた内部評価結果に対して外部評価を行いました。

はじめに、基本施策41医療体制の充実については、「とちぎメディカルセンターしもつが」の開院が間近に迫っている中、医師の確保は極めて重要です。特に、小児科診療と救急医療は市民の期待が大きいことから、県や大学病院等と連携を密にし、医師の確保に努めて欲しいとの意見が出されました。

さらに、下位の単位施策を見ますと、各施策とも進捗状況は順調ですが、「とちぎメディカルセンターしもつが」の開院に伴う診察時の混雑緩和のためにも、かかりつけ医の普及啓発及び適正受診の普及啓発を図ること。加えて、今後ま

すます増える高齢者に対し、訪問看護や在宅医療への支援を強化することに力を入れるべきとの意見が出されました。

将来は、個々の診察結果や薬の処方状況等の医療情報の共有化を図り、全ての医療機関において適切な診療が受けられるような体制の整備について期待している旨書かせていただきました。

救急医療体制の充実では、休日や夜間に市民が安心して診療が受けられる体制を継続することを要望させていただきました。

社会保険安定運営では、国民健康保険税の収納率の向上を図る一方策として、年間一度も受診していない方に対し、健康維持・増進に関する支援制度等の検討について提案させていただきました。

次に、基本施策4-2 総合的な福祉の構築については、成果指標である障がい者に対する支援満足度の目標値と達成率にはまだ開きがあるため、引き続き障がい者に対する環境整備を図ること。そのために、高齢者だけでなく障がい者も含めた今後の地域包括ケア推進ネットワークの構築に期待しているとの意見が出されました。

さらに、下位の単位施策を見ますと、各施策とも進捗状況は順調ですが、地域福祉の充実の中で、民生委員・児童委員、高齢者ふれあい相談員、地域住民、社会福祉協議会、ボランティア並びにNPO等との連携を強化するため、地域生活支援ネットワークの構築について提案させていただきました。

また、子育て環境の充実では、核家族化及びコミュニティの希薄化が進み、一人で子育てに悩んでいる親は多いことから、子育ての悩みを共有したり、子育ての情報を交換したりできる場を増やすとともに、育児休暇取得への理解を深めるため、勤務先等に対し子育てへの理解を深める啓発活動を活発に行うべきとの意見が出されました。

障がい者の自立支援の充実では、障がい者の社会参加（就労）に対し、企業等の理解を深めること、社会参加をサポートするためバリアフリーの検証を行うこと、これらを包括した障がい者計画、障がい者福祉計画を着実に推進することを求めさせていただきました。

高齢者の自立支援の充実では、高齢化社会が進む中、高齢者の就労促進や社会参加を図る必要があり、特に、シルバー人材センター等と連携を図り、団塊の世代を対象とした事業展開を図ることが必要であるとの意見が出されました。

また、老人クラブの会員増強及び活性化も重要な課題であり、名称の変更も含め、高齢者が入りやすい環境の整備が必要であるとの意見が出されました。

低所得者の自立支援の充実では、学業に意欲のある子どもが経済的理由により高校や大学進学等をあきらめることのないよう、要支援者に対し継続的に支援を行うよう配慮いただく反面、生活保護の不正受給には厳しく対処するとともに、関係機関等との連携を強化し、生活保護制度の適正な運用に努めてほしいとの意見が出されました。

次に、基本施策4-3 健康づくりの充実では、成果指標である3大生活習慣病の

標準死亡比率の目標値が達成されていないことから、引き続き目標達成に向けて努力されることを望みます。

目標達成のために、他市との各種データを比較し、本市の特色を洗い出してその対策を検討することを提案させていただきました。

さらに、下位の単位施策を見ますと、予防対策の強化については、2つの成果指標ともに目標値を下回っております。会社勤めの方の受診状況が把握できないことを考慮しても、もっと受診の働きかけを強化するとともに、様々な手段を使って、市民に対し健康に関する意識付けを図って欲しいとの意見が出されました。

市民の健康づくり支援については、健康教室の参加者が同じ市民の参加が多く見受けられます。参加しない市民への働きかけは難しいと思いますが、PR方法を工夫し、引き続き積極的な働きかけをお願いしたい。

また、(仮称)市民健康クラブなどを組織化し、市民主導による健康運動の活性化を図っていくことを提案させていただきました。

母子保健の充実については、母子保健推進員の存在があまり知られていないように感じられることから、積極的に活用していただけるよう、活動内容等の更なるPRを行って欲しいとの意見が出されました。

また、妊産婦の心のケアも重要であることから、出産や子育てへの不安を解消し、健やかな赤ちゃんを産み育ててもらうよう、サポート体制の更なる充実について意見が出されたところです。

以上で、基本方針4の作業グループの報告を終わります。

グループ5

さて、当グループでは、栃木市総合計画の「基本方針5」にあります4つの基本施策、10の単位施策について、担当職員の方によります内部評価結果に対して外部評価を行いました。

基本施策51「学校教育の充実」では、保護者の学校評価における満足度の結果から推して、施策目標に向けて順調に推移しているものと思われます。しかし、下位の単位施策を見ると未達項目も散見されており、目標達成に向けて各事務事業を推進していただきたいと思います。また、次期計画までに毎年度進捗を把握できる目標指標を設定できるよう検討をお願いしたいと思います。

下位の単位施策を見ますと、各施策とも進捗状況は順調で良好であると評価させていただきましたが、内部評価では学力学習状況調査では全国平均とあるが、本市の学年別・科目別の結果を分析のうえ、特徴に即した対応策を検討願いたいとの意見が出されています。

また、「魅力ある教育環境の充実」におきましては、不登校児数の出現率が増加しており、早急な対応策の検討をお願いしたいなどの意見が出されておりました。

本市の教員の資質向上に向けて、個々の教員のキャリアを考慮した研修プログラムを組んだうえで、これに対応するような研修制度の確立に取り組んでいた

だきたいとの意見が出されています。

次に、基本方針５２「生涯学習の充実」では、下位施策の進捗は順調であるものの、次期計画では本施策の進捗を毎年度把握できる目標指標の設定を検討されたいとコメントさせていただきました。

下位の単位施策では、「とちぎ未来アシストネット事業」を評価する意見や、好評な市民大学を拡充して欲しいなどの意見も出されておりました。

次に、基本方針５３「スポーツの推進」では、下位の単位施策も含め、目標に対して実績が大きく未達のものや、実績が大きく上回っているものが見受けられており、次期計画に併せて目標指標の見直しを進めていただきたいと思います。

下位の単位施策では、新たに全市的なスポーツイベントが開催されたことで、目標指標の達成だけでなく、合併後の市の一体感にも貢献できたのではないかと評価されます。

次に、基本方針５４「文化の振興」は、順調に進捗しており、引き続き目標達成に努めていただきたいと思います。

下位の単位施策では、一部で目標未達が見られており、情報発信の不足や他の施策との連携不足に起因していることが予想されているため、具体的な対策の検討を提案させていただきました。

以上で基本方針５の作業グループの報告を終わります。

グループ６

さて、当グループでは、栃木市総合計画の「基本方針６」にあります５つの基本施策、１２の単位施策について、担当職員の方によります内部評価結果に対して外部評価を行いました。

基本施策６１「農林業の振興」では、目標に対する実績は順調に推移しており、引き続き努力していただきたいと思います。

下位の単位施策である「農業経営基盤の充実」については、施策の進捗状況も順調で評価できるものの、市民感覚では耕作放棄地が目立つ印象が否めず、新規就農者の確保と併せて早急に対策を検討いただきたいと思います。

また、「特色ある農林業の展開」については、売れる農産物の生産や６次産業の振興に向けて、農工商業に従事する若い世代間の交流の場を設ける提案をさせていただきました。

次に、基本方針６２「商工業の振興」では、目標に対する実績は順調に推移しており、引き続き努力していただきたいと思います。

下位の単位施策では、特に工業の振興については、重要な施策にも関わらず、下位の事務事業が少ないと感じられるため、無予算事業も含めて事業の掘起しに努めていただきたいとの意見が出されておりました。

次に、基本施策６３「観光レクリエーションの振興」では、本市の観光客入込数は「とちぎ秋まつり」の開催に影響されるため、これを考慮した目標値の

設定について、次期計画までに検討いただきたいと思います。

下位の単位施策では、観光客の満足度を図ることは重要であり、毎年度に進捗を図る方法を検討されたいとの意見が出されておりました。また、単位施策の中で主要事業数が少ないと感じるものがあり、無予算事業も含めて事業の掘起しを進めていただきたいと思います。

次に、基本施策6-4「雇用の創出」では、これまでの市の取組みによって新規雇用者数が大きく増加しており、非常に評価できるものと思いますので、引き続き努力していただきたいと思います。

下位の単位施策についても、概ね順調に推移しており、引き続き努力いただきたいと思います。

次に、基本施策6-5「多様な地域間交流の充実」では、次期計画において毎年度に進捗が把握できる数値目標を設定できるよう検討をお願いしたいとの意見が出されております。

下位の単位施策では、新市の一体感を醸成するイベントについては、積極的な市の取組み姿勢が感じられ評価できるものの、下位の事業数が少ないため、無予算事業を含め新規事業の掘起しに努めていただければと思います。

以上で基本方針6の作業グループの報告を終わります。

グループ7

当グループでは、栃木市総合計画の「基本方針7」にあります3つの基本施策、9つの単位施策について、市職員による内部評価結果に対して外部評価を行いました。

基本施策7-1「市民と行政の協働と情報共有の推進」では、成果指標に対する進捗は各施策評価を勘案しますと概ね順調に進捗しているところですが、各地域ごとのこだわりが強く残っていると感じられることから、一体感の創出を図るため、継続して息の長い施策の取組が必要であると思います。そのため、地域の特色を活かした市民意識の醸成に繋がる施策の構築を望みます。

また、本市の市民団体は増加傾向にあると思いますが、市民と行政との協働によるまちづくりの推進に当たっては、市民団体の果たす役割はますます重要度を増すものと考えますので、全市域にわたる市民団体のネットワーク構築と市民団体と行政との連携強化を図ることを望みます。

下位の単位施策を見ますと、「地域自治の仕組みづくり」や「身近なまちづくりの推進」に関しましては、今年度から始まった地域自治制度について、説明会の開催やパンフレットの配布など周知活動を行っておりますが、行政側が思うほど市民に対して情報が伝わっていないように感じます。地域予算制度などは地域特性を活かすことのできる良い制度であると思いますので、引き続き制度の周知活動に努めていただきたいと思います。併せて、各地域が抱える課題を地域自ら解決するという制度の趣旨を踏まえ、運用に当たっては柔軟な対応を望みます。

さらに、市民が今何を望んでいるのかを適切に把握するため、市民アンケートをこまめに実施し行政運営に活かすことを提案いたします。

「市民活動の推進」については、市内全域にわたり市民活動が推進されるよう市民活動団体のレベルアップにつながる施策の実施や啓発活動の強化を望みます。

「市民参画の充実」につきましては、まちづくり懇談会は市民が直接市政に参画するための手段としまして、有効な手段であると思います。参加する市民の世代に偏りがあるため、開催場所・時間などを再検討し、広い世代の方々が参加できる仕組みの構築を望みます。併せて、参加者の発言を増やし活発な意見交換の場となるよう、フリートークの時間を増やすことを希望します。

「情報共有化の推進」につきましては、広報紙の紙面づくりに関して、今後、高齢化社会が進展する中で、高齢化に即した紙面構成とするため、文字を大きくし読みやすくするなどの対応を検討していただきたいと思います。また、安易なカタカナ語の表記を控え、分かりやすい日本語表記となるよう努めていただきたいと思います。

次に、基本方針 7 2「基本的人権の尊重」では、人権教育の推進につきましては、子どもの頃からの地道でたゆまぬ取組が重要であり、市民・各種団体・行政がそれぞれの得意分野を駆使して、連携強化により、誰もが気軽に楽しく学ぶことのできる施策の検討を望みます。

下位の単位施策である「人権の尊重」や「男女共同参画の推進」に関する啓発に当たっては、これまで対象となりにくかった年代や階層への啓発を強化し裾野を広げていただきたいと思います。また、事業内容のマンネリ化など受講する魅力が薄れておりますので、事業内容の一新を図り、楽しく学べる魅力的な講座内容となりますよう見直しを行い、新規受講生の確保に努めていただきたいと思います。

次に、基本方針 7 3「行財政運営の充実」では、財政状況がますます厳しさを増す中で安定した行政運営を継続的に行うために、財源確保が重要な課題であることから、市保有の処分可能な財産については、速やかに処分するなど財源確保に努めることを検討願います。

また、合併後 5 年が経過する中で職員の配置などについて、見直しの時期であると感じますので、人員の適正配置化や職員の定数管理による経常経費の削減と併せて、職員の専門性を促進し、更なる住民サービスの向上に努めることを望みます。

下位の単位施策を見ますと、「行財政基盤の強化」に関しましては、経常収支比率が悪化しており、財政の弾力性に欠けつつあると思いますので、早急に財政の立て直し策を講じる必要があります。

また、市税収入は、本市の歳入にとって大きな影響を及ぼすものですが、市税等の徴収率は県内で高い水準とはいえない状況です。税負担の公平性を確保するうえでも、悪質滞納者に対する厳正な対処と徴収強化のための納税相談業務の

拡充により、徴収率の向上に努めていただきたいと思います。

「市民サービスの提供体制の充実」に関しましては、定期的に接遇研修を実施し、一人ひとりが市役所の代表であるという自覚をもって接遇に努めていただきたいと思います。

また、受付窓口の対応については、高齢化社会に即し、「はっきり」・「ゆっくり」を心掛け、内容を伝えることが重要であると思います。

以上で基本方針7の作業グループの報告を終わります。

グループ8

まず、発表に当たって、まずはじめに行政改革大綱・財政自立計画の意図するところを改めて皆様と共有を図りたいと思います。

栃木市総合計画第4章行政改革大綱・財政自立計画の総合計画との関連として、行政改革大綱・財政自立計画は、総合計画に掲げられた将来ビジョンの実現を図るための各種施策を推進するために策定されるもの、言い換えれば、総合計画に掲げた理想像を実現するため、現実を見据えて強力に後押しをする計画として策定しているとうたわれています。

そして、この計画に基づいて策定された、実施計画には、本市が行政改革基盤の強化された足腰の強い自治体となり、将来にわたって安定的に市民サービスを提供するためには、大綱の進行管理をしっかりとすることが重要だとしています。

お手元の資料2-2について。これは平成27年度行政改革大綱財政自立計画実施計画平成26年度実施報告についての、意見の提出についてという形でまとまっています。

1ページ目をご覧ください。

今回の意見交換にあたっては、事務局で抽出された20の取り組み事項について結果を述べております。実際には全体で87項目あります。7月30日と8月6日の2回行いました。

総論として計画全般に対する意見、ならびに2ページ以降に各論として4つの柱ごとに各取り組み事項に対する意見をまとめさせていただきました。時間制約があるということですので、総論のみ報告させていただきます。

まず1点目。行政改革大綱・財政自立計画は、大局的に見て良くできております。しかしながら、要はこの計画を誠実に確実に実行して実現することが何よりも大事であることは言うまでもありません。昔から企業は人なりといっております。ヒト・モノ・カネを無理なく使って、ムラ無駄無理を廃し、健全な財政基盤が作れて始めて、住民サービスが高まるとっております。そのためには、市の職員の皆様が各々の職責を自覚して、その職責を全うすること、つまり仕事の遂行手順が正しく確立されていることが大切であろうと思います。この件については、総合計画の4章序章欄にも同様のことを記載しております。

2点目。職員の質の向上を図り、より専門的かつ大局的に考えて、人員の長

期的削減、人口増加させる施策、企業の誘致、市街地の有効活用、家などが建てられるところの有効活用の相談、あるいは計画の作成を促す国の施策や県の施策を積極的に誘致活用することです。例えば、都市基盤整備公団などが挙げられます。何度もこの場でお話が出てますが、北関東一の交通の要所であることは、我々市民にとっても喜ばしいことです。また、災害時の受け入れ、及び災害の少なさをPRすることも大事だと思います。

残念ながら、何人かの方が述べられたように先の水害がありましたが、個々の原因対策については、それぞれ検討して早急な手が打たれることを懸念したいと思います。

3点目ですが、各取り組み事項ごとに内部評価されておりますけれども、柱全体として、柱ごとの実施計画、先ほどの1グループから7グループの方からは、基本施策と単位施策と言われました、その基本施策に当たる柱ごとの実施計画成果評価がありません。内部評価がされていないので、外部評価もできません。

各取り組み事項ごとに評価しても、総括して柱全体でどうなのか。例えば、健全な財政基盤の確立は、平成26年度としてどう進んだか、その現状と課題を基に27年度でどう進めるのか、というように本来の趣旨に沿った活動が望まれます。

4点目。各取り組み事項の実施予定に、計画＝実施、実績＝実施と示されているシートがあまりにも多いです。何ををもって進捗評価をしたのか、現状評価、課題の抽出をしたのか、不明なところが多いと思います。

例えば、広告料の増収は、いろいろやりますと、広告料の事例研究やりますとっているが、そのやりますというだけで、具体的に何を研究したのか、それが計画通りに進んだのか、プランが具体的に示されてそれを共有して組織として活動、それを評価して、現状はどうか、課題は何かを抽出するチェック、そしてアクションへと転換していく、本当の意味でのPDCAをぜひ実行していただきたいと思います。もちろん評価する中で、実施予定の項目だけでは、成果目標に到達できないことがあるかと思います。

5点目。時間短縮を目的として、市民会議へ意見聴取する実施シートが全体の87項目の中で20項目に抽出されておりますが、先ほど3点目に挙げたような柱全体でどうかというような見方、あるいは総合計画の関連、そういった視点で疑問に思った点がいくつかあります。顕著な事例は次のとおりであります。

まず最初に、成果目標値が5200万と大きな値であります歳出抑制、先ほどグループ7の方からも健全な財政基盤が大切だというお話のとおりであります。そのようになっていながらこれについては対象として挙げられませんでした。非常に大事な大きな内容だと感じております。

それから、市民活動の中で協働と参画というのがうたわれておりますが、その中で外部監査や電子入札制度というのが取り上げられておりません。その理

由が分かりません。

次に柱の3である、効率的な行政運営。先ほど各グループの中に行政運営というものも入っていましたが、業務の改善というのがまったく取り上げられていませんでした。事業仕分け制度、行政評価、業務改善事業等、改革大綱財政自立に有効な取組と考えられますので、ぜひ対象として掲げていただければと思います。

最後に、新市一体感の醸成というのも大きな課題の一つですが、その中で、市民・お客様への発信、観光事業の拡張に大事な、観光イベントの編成を取り挙げられていませんでした。

以上が総論としての意見でございます。各論については2ページ以降に述べさせていただきましたのでご覧いただきたいと思います。

今回のグループ8としての討議・検証に当たり、当該取組事項に関わる組織の職員の方々には非常にタイトな時間の中で、我々は1回だけの説明を受けただけでしたが、その中で丁寧に説明していただき、質問にお答えしていただいたことに感謝したいと思います。

しかしながら、冒頭述べましたように行政改革大綱・財政自立計画の趣旨を考えると更に充実させた時間、少なくともグループ1から7は基本施策と各単位施策それぞれについて評価されており、そのための説明があったと先ほどのご報告にありました。同様にグループ8についても、今後検討いただきたいと思います。冒頭部会長から、これほど徹底したというのは今までなかった、これからもこのように進めたいとありましたが、私どもグループ8はそれについては同意見ではございません。非常に少なかったと実感しております。

質疑応答

委員：グループ1の中で、例えば安全で良好な水資源の確保とか、上水道の整備とあるが、先ほどグループ3の中では先日の水害についてを評価結果に反映したいというお話がありましたが、それについてはグループ1についてはどのように考えているか。

委員：グループ1では、洪水で大変なことになったが、工場から流れ出る排水、それが今どうなっているか、問い合わせているが、まだ調査中で結果がまだ出ておりません。水質は悪くなっていると思われる。工業用排水が流れ、水質が悪くなっている困るので、水質検査を十分にやっていただきたいと思います。10項目ほど環境基準があるが、それを一つ一つ検討していきたい。

委員：防災、自然環境など一連につながっている。国の環境基準があり、人の健康に関する基準、そのほか生活保全に関する基準がある。健康に関する基準

には、カドミニウムなど32項目の検査項目があり、そのほかにもいろいろな環境基準が定められている。それらが連携していないのが今の状況である。指標もいろいろ定められているが、生活とか市場経済が優先され、おろそかにされているのが現状である。だからそういったことをみんなが意識していけば良くなって行くが、環境というのは生活から経済から全て絡んでくるのでそれが一つのことで考えたのでは絶対うまくいかない。

会 長：今回の水害で、道路や水路などいろいろな部分で災害が起こって、この単位施策評価表の進捗状況の中で、元に戻ってしまったり、そういった実績に影響するようなものはあるのか。

事務局：一部の例だが、現在ごみの量が大変問題になってきており、ごみの不法投棄を指標にしているものがある。現在市内に出て来たごみなどを集め、旧中央小に仮置きしているが、中には被災ごみではないごみも多く含まれており、そういったところでも影響があるかもしれない。

それから先ほどの委員からあったが、各地洪水被害が出ているので、水質汚染等も心配されるところかと思う。

委 員：ふれあいバスについてだが、高齢者や学生などの利用者とのコミュニケーションを増やすことで利用者を増やすというのは考えていないのか。

例えば、身体障がい者の送迎バスや保護者の送り迎えのバスなどについて働きかけることはしないのか。

事務局：身体障がい者への施設への送迎については実施しており、高齢者向けに利用方などの説明会も実施しているところである。

委 員：45ページになるが、外部評価の中で、「小児科医療と救急医療」と書いてあるが、この中に産科、産婦人科といった項目は取り上げられなかったのか。

委 員：当然取り上げられている。産科、婦人科について意見は出たが、特に小児を強調するということでこのような文章になったと思われる。もちろん産科も大切ですし、一体だと思う。是正したほうが良いか。

事務局：今のご意見で皆様異議ないようなので、付記する。

委 員：145ページ、行財政運営の充実に関して、この成果指標が平成29年度にならないと結果が分からない、これを途中でどのように評価するという課題がある。他にも似たようなものがあるが、逆にスポーツの推進などでは各年度ごとに成果指標が示されている。やはり各年度ごとに成果指標がないと、

きちんとした内部評価も外部評価もできにくいのではないか。もちろん満足度というのは調査をしなければ出ないということで、5年に一度となるのかもしれないが、それならば中間指標として何を設定しておくかという検討が必要ではないかと感じた。

事務局：本日欠席の委員より4点ほど質問をいただいているので、この場でお答えをさせていただきたい。

1点目だが、25年度の外部評価が26年度の施策実現に向けてどのように活かされたのか、例示して説明して欲しいというもの。

2点目が、基本施策達成のための単位施策の欄の、トータルコストと達成率の関係について説明して欲しいということ。

3点目が、1101の成果指標について、25年度では45トンの削減を目標としていたが、平成26年度については80立方メートルに単位から変更になっているが、どうしてかということ。

4点目が、2101と2103の指標に関して、合併に対し見直しをしたにもかかわらず、指標に変更がないのはどうしてかというもの。

これらについて手短に説明させていただく。

まず1点目については、ひとつ事例を紹介させていただく。1202生活排水施設の整備・管理という単位施策があり、平成25年度において委員からゲリラ豪雨等に対する新たな雨水対策を取り組んで欲しいという意見が出た。こういった意見も踏まえて、今年度からの実施となっているが、雨水の貯留施設や浸透施設の設置に対し補助を出す施策が始まっている。

一部の紹介で恐縮だが、皆様の意見も踏まえこのように事業が動いていっているということをお知りおきいただきたい。

2点目のトータルコストと達成度の関連についてだが、この数字は別個の数字となっており連動したものではなく、トータルコストに関してはかかった事業費が、達成度については各事業、単位施策において設定された各指標を踏まえて、達成度を入力しているものである。

3点目だが、表現を変更した理由として、栃木県が毎年廃棄物不法投棄調査を実施しているが、その調査報告の単位が立法メートルになっていたことから、今回の見直しに合わせ、県と単位を統一したものである。トンと立法メートルの数量的な関係についてであるが、実績により換算をしており、1立方メートル当たり0.6トンで換算をしている。

4点目だが、2101都市基盤の整備に関する指標について、幹線市道の開通率となっている。これについては、改定前と数字が同じとなっているが、合併に伴い道路台帳の整備を行っているが、台帳の整備が完了しておらず、数字が確定していなかったため、変更前の数字で記入したものである。

もう一つの2103定住環境の整備推進になるが、指標が区画整理実施面積となっている。岩舟合併時において、岩舟地区の区画整理の目標値が設定

されておらず、実績のみを挙げてしまうと、目標値との整合性が取れなくなるため、実績にも岩舟分は含めず改定を行ったためである。

もう一つの指標の木造住宅の耐震化率については、合併により岩舟地区の件数を分母・分子に加えたところ数字に変化がなかったため、変更がないものである。

3) 栃木市の「事業仕分け」の考え方について

事務局：前回の全体会の意見を踏まえ、今回栃木市の事業仕分けの考え方について整理をさせていただいた。内容について説明させていただいた後、本日もいただいた意見を踏まえて、今後細かい部分の制度構築を考えていきたい。事業仕分けの考え方について、大きく5つに分けて整理を行った。最初に一般論としての事業仕分けとはとして一般論を記載した。事業仕分けについては、民主党政権時に実施され注目を浴びた手法で、「事業仕分け」は、民主党政権時に実施され注目を浴びた仕組みであり、そのモデルは構想日本が提唱してきたものである。構想日本では、「事業仕分けは、行政事業の効果を抽象論でなく現場の視点で洗い直すことによって、個々の事業の無駄にとどまらず、その事業の背後にある制度や組織など行財政全体の改革に結び付けていくことを目的としています。」と定義している。多くの自治体で「事業仕分け」は実施されているが、事業仕分けを通じて行財政全体の改革にまで繋げていくことは難しいようである。一方で、市民参加者の行政への理解の深まりや、職員の意識変革など、一定の成果が上がっている事例が見受けられる。

全体的な自治体の動きとしては、より良い制度としていくために毎年見直しを行ったり、中断して新たな制度構築を模索したりするなど、試行錯誤している状況にあり、普遍的な制度として受け入れられているとは言い難い。

2点目として、栃木市行政評価の取組概要について改めて説明をさせていただく。栃木市では3つの評価に分けて構成している。政策評価として、総合計画の基本構想に位置付けた基本方針の妥当性や達成状況を評価し、合理的な政策の選択を行う。施策評価については、基本方針を達成するために、総合計画の基本施策を評価する基本施策評価と、単位施策を評価する単位施策評価に分けた評価を行う。事務事業評価としては、施策目的を実現するための具体的な個別の手段として、事務事業ごとに設定した指標を評価し、予算編成や実施計画の策定に活用する。評価の方法と実施年度の説明だが、政策評価については基本構想の見直しに合わせ、10年毎に実施する。進捗評価結果をもって、市民アンケートによる外部評価を実施する。施策評価については、基本計画の見直しに合わせ、5年毎に実施する。事務事業評価の結果を踏まえて、各施策目標に対する進捗状況の管理

を毎年度実施する。進捗評価結果をもって、市民アンケートによる外部評価を実施する。事務事業評価については、全ての予算事業及び上位施策目標の達成に重要と思われる無予算事業について毎年実施する。また、本市での評価方法として、市職員自身が自らの事業や施策等の貢献度などを検証する内部評価と、施策や政策に対する意見等を聴取する市民アンケート等の外部評価がある。内部評価は、横断的な組織として基本方針WGによって毎年行われ、各事業、施策等ごとに進捗状況等を公表している。外部評価は、施策は基本計画見直しとなる5年ごと、政策は基本構想見直しとなる10年ごと、に市民アンケート等を実施することになる。

なお、毎年行われる内部評価に対して、栃木市市民会議が進捗状況等を検証するための講評を実施しており、その意見は、翌年の実施計画策定や予算編成の参考にされている。

3点目として、栃木市が「事業仕分け」に求めるものをまとめた。本市が「事業仕分け」を行うに当たり注意していることは、一時的なパフォーマンスに終わらず、市政運営に当たって、より効率的、効果的に事業が進められるように、事業や施策、政策が改善されていくきっかけとなるように実施されることである。そのためには、次の4つの点に特に配慮したいと考えている。

①市政に関する情報が広く市民に公開・共有されること

事業実績・効果や財政状況などの市政に関する情報が市民と共有されることが、「事業仕分け」を行う上での大前提である。しかし、そうした情報を広く一般市民に浸透させることは難しい。「事業仕分け」を行うことによって、少しでも多くの市民が市政情報を共有することにつなげていきたい。

②「市職員」対「仕分け人」という対立の構図とならないこと

一部の自治体では、市職員いじめと陰口が言われるような実態も散見できるが、そうなった場合、市職員もその場しのぎとなったり、責任回避で消極的になったりすることが想定される。行政評価の作業に大きな労力を費やすことに加え、「事業仕分け」のための業務量も増加することを考えれば、市職員の負担に配慮し、有意義な制度とすることが求められる。

③広い視点から議論が深まるよう独善的な進行とならないこと

仕分け人の資質によっては、全体的に市政を俯瞰した中での意見ではなく、自己の意見を押し付けるだけの展開も想定される。場合によっては、仕分け人同士、あるいは仕分け人と市職員、仕分け人と「対象事業に関わる市民」が、対等の立場で議論できるような環境作りが必要である。

④市民の理解のもとに改善案等の結論が導き出されること

「事業仕分け」の対象となる事業には、「対象事業に関わる市民」の存在がある。専門性の高い仕分け人と「対象事業に関わる市民」との議論が一方的に展開され、結論が導き出されることは、「対象事業に関わる市民」に不満だけが残るとも限らない。「事業仕分け」の結果に強制力はなく、最終

的には行政の判断に委ねられるため、その際に、「対象事業に関わる市民」との関係が悪化していれば、市は対応に苦慮するだけとなる。できるだけ「対象事業に関わる市民」の理解を得るような進め方に配慮しなければならないと考えている。

4点目として、先ほど説明した行政評価との関わりの整理についてまとめさせていただいた。効率的、効果的に事業が進められるように、事業や施策、政策を改善していくためのプロセスの一つの段階として、「行政評価の市民会議による講評」と「事業仕分け」は次のような共通項が多いと考えている。

- ①第三者の視点を通して事業や施策等の課題を抽出する。
- ②作業を通して、事業や市政等の市民への理解を深める。
- ③市職員のPDCAに対する意識付けとなる。

さらに、次のような点は工夫次第で共通項と成り得ると考えている。

- ①「事業仕分け」の仕分け人は専門性を求める傾向が強い。一方、市民会議の講評には学識経験者も関わっている。
- ②「事業仕分け」は事業の適否を分析する作業である。一方、市民会議の講評では、市職員から単位施策にひもづく事業状況などの説明を受け、コメントする機会がある。
- ③「事業仕分け」できる対象事業は限定的である。一方、市民会議の講評作業は、施策、政策レベルでの評価となるため、全事業を網羅している。

このような点を踏まえると、行政評価の市民会議による講評を利活用することで、「栃木市版事業仕分け」に位置づけられると思われる。

5点目となるが、「栃木市版事業仕分け」の概要として、基本的には、行政評価の市民会議による講評作業をもって、「栃木市版事業仕分け」としたいと考えている。ただし、現在の作業だけでは不十分なことから、次のような仕組みを導入することを考えている。仮として公開事業評価としているが、その流れは次のようなものである。

- ①市民会議総合計画部会による講評をいただく。
- ②部会員は、講評作業の中で特に事業効果等に疑問が生じた事業をリストアップしグループ内で協議し、意見集約がなされた事業を事務局に報告していただく。これは、事業名、疑義が生じた理由等を想定している。
- ③事務局は各グループから報告のあった事業を一覧表にまとめ、総合計画部会員に提示させていただく。
- ④総合計画部会を開催し、疑義が生じた理由が適正であるか否か、部会員で確認していただく。
- ⑤疑義が生じた理由が妥当であると認められた事業について公開事業評価を実施していく。その際の評価者としては、リストアップしたグル

ープの部会員、総合計画部会長、学識経験者から1名、被評価者として、担当部長、担当課長、担当職員、対象事業に関わる市民等を想定している。

会 長：先ほど行政評価についてグループ1から8について報告があったが、これを踏まえて更にそこから公開で議論すべき疑義が生じた事業をピックアップするということか。

事務局：今回スケジュールまではお出しできなかったが、今回の行政評価の作業の中で、疑義が生じたものをリストアップしていくことを考えている。

会 長：そうすると基本的に年1回という想定か。

事務局：そうである。

委 員：事業効果に疑問が生じたものが対象とあるが、今の評価表で疑義が生じるかどうかのデータを提供できるものになっているかどうかという点が疑問である。個人的な考え方だが、基本的には民主党のような事業仕分けは反対である。評価は対話であって、見世物ではない。ただ、仕分けの意味というのは重要で、我々外部の市民が評価する前に、市役所の職員で必要な事業、必要でない事業を仕分けすることができていれば、見世物のような事業仕分けは必要ない。要は、評価表の内部評価欄で、どんな無駄なものがあるかだとか、どのように見直していくのかということが記載されていれば、我々としてもその判断が妥当なのか、外部評価ができる。今のよう書きぶりだと、どのように何を見直すのかが良く分からず、疑義の持ちようもない。さらに取組方針も『〇〇を図る』『〇〇を推進する』となっていて、いつまでに何をするのかという事がはっきりと書かれていないので、もう少し評価表の書き方を改め、外部評価をきちんとやってもらえれば、なにも複雑な手順を踏まなくても事業仕分けと同じ効果は得られるのではないかと思う。

委 員：個人的には事業仕分けそのものに賛成ではない。既存の制度で、例えば監査員制度があるが、これは地方自治法で定められた監査委員による行政に対するチェックがあり、更には市議会があり、行政と議会によるチェック機能がある。こういうものがある中で、仕分け人が事業仕分けをするということになれば、相当の知識や見識等が必要とされる。あくまで既存の制度をきちんと活用する方が先と考える。

委 員：重複するが、市議会という検証機関があるのに、そことの関係性という点に疑問を感じた。既存の制度を活用できるようしっかりすればよろしいかと

思う。先ほどの意見のように、内部の評価が、きちんと外部評価が出来るようなものになっていれば素晴らしい制度になると思う。内容について、「事業仕分け」の仕分け人は専門性を求める傾向が強い、とあったが、専門性についてどう考えるかということは大切だと思う。先ほどグループ1に対する質問をした際に、BODなどの専門的な分野で回答をいただいた。それぞれの専門性を評価する時にどう考えるかという事が、内部評価においても外部評価においても大切と考えるがいかがが。

委員：ただいま、委員からBODの話が出たが、市の資料ではBODを平均化した値が出ている。BODが100%を達成したなども記載があるが、実際の巴波川では、何十年前から栃木高校の科学部が追跡調査を行っており、水質が悪いのは昼間より夜の方が悪いという結果がある。昼間ばかりのデータでは鮎が住めるくらいの良い数値になっているが、実際はそうではない。そういうデータもあるので、平均化して数値を揃えるのではなくて、そのままの数値を掲載して欲しいという意見を評価において出させていただいた。

会長：いくつか意見が出たが、既存制度でカバーできない部分についてどういったところがあるか、事務局でもう少し詰めてほしい。2点目として、評価表の書式等を見直さないと実質的な議論に結びつかないのではという意見もあるので、引き続き検討いただきたい。

事務局：この後、今回の評価結果については、各部長等にも見ていただくので、その際に気づいた点、特に内部評価の書き方を変えるような点がないか、検討できればと思う。

委員：もう一点述べさせていただきたいところがある。基本方針1の新エネルギーの推進についてであるが、これからの時代は各市町で推進していく必要がある。そこで栃木市としては、新エネルギーの一つである太陽光発電を進めていく、そのために施設の屋根貸事業が数年前から既に始まっている。今回評価の中で、太陽光発電について書かせていただいたが、世界的な原油安が起こっている現状で、家庭の電気については1kwhで約30円となっているが、太陽光発電で電気を作ると東京電力は約40円での買い取りを行っている。差額は一般の電気代に上乗せされるため、原油安が進んで1kwhが20円等になっても、電気代の値下げを自分達で阻害することにもなる。これは問題があるとして、記載させていただいた。

4) その他

市の木花鳥アンケート抽選結果を発表した。

4 閉会